

規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四条 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五条 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務
 - 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
 - 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務
 - 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
 - 八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 第六条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
- 一 療育手帳（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 療育手帳の返還に関する事務
 - 三 療育手帳の交付に関する事項が記載された台帳の整備に関する事務
 - 四 療育手帳の交付を受けた者の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 五 療育手帳の再交付に関する事務

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等（以下この条において「肝炎患者等」という。）に対する肝炎治療のための医療費助成（以下この条において「肝炎治療医療費助成」という。）に係る医療費の支給に関する事務

二 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 肝炎患者等に対する肝炎検査のための検査費用助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第八条 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）第八条の授業料又は入学料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第九条 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）による奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の返還の期限の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十一条 条例別表第一の十の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対す

る支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十三条 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十四条 条例別表第一の十三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第十五条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第十六条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情

報は、当該申請を行う者の保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第十七条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条及び第二十条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

ロ 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

ハ 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ニ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ヘ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

ト 生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

チ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

リ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

又 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百二十四号）第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ル 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ヲ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の支給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからヲまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからヲまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからヲまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからヲまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからヲまでに掲げる情報

第十八条 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 当該認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この条及び次条において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 当該徴収に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。）又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。） 当該徴収に係る同法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号及び次条第四号において「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七

号及び第七号の二に係る部分に限る。) 当該徴収に係る措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十一条の費用の徴収に関する事務 同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者(以下この号において「措置入院者」という。)、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者(以下この条及び第二十一条において「要保護者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報(以下この条において「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)

十 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十一 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十二 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十三 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報
十四 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金を含む。)に関する事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
十六 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした同法第二条第二号の公営住宅(以下この条及び次条において「公営住宅」という。)の入居者又はその同

居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十七 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十八 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

十九 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十一 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十二 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関

する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条及び第二十一条において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関

係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二十九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

三十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

三十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

三十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第十九条 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児に係る療育手帳の交付に関する情報

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

三 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六

- 号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。) 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 五 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入所施設に係る部分を除く。))に係る部分に限る。) 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第七号(障害児入所施設に係る部分に限る。))及び第七号の二に係る部分に限る。) 措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報
- 七 地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 八 地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 九 地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十 公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十一 公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。))の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十二 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。))の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十三 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十四 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者及び同項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 十五 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実について

の審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十六 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十七 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十八 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

十九 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十一 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十二 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十三 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二十四 児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）

第二十条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 外国人要保護者等に係る次に掲げる情報

イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
ロ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

ハ 特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報（次条において「特別支援学校就学奨励支弁関係情報」という。）

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第七十八条の第二項又は第二項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報

第二十一条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校就

学奨励支弁関係情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に關する事務 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に關する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた

旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る特別支援学校就学奨励支弁関係情報

第二十二條 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第八条の授業料及び入学料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条の保護者をいう。）及び当該保護者と生計を一にする配偶者に係る次に掲げる情報（当該申請を行う者が、入学日に成年者であるときは、当該申請を行う者及びその配偶者（当該申請を行う者と生計を一にする者に限る。）に係る次に掲げる情報）とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十三條 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者（当該申請を行う者を地方税法第二十三条第一項第八号の扶養親族としている者をいう。）及び当該保護者と生計を一にする配偶者に係る次に掲げる情報（当該申請を行う者が成年者であるときは、当該申請を行う者及びその配偶者（当該申請を行う者と生計を一にする者に限る。）に係る次に掲げる情報）

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る前号イ及びロに掲げる情報

第二十四条 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十五条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十六条 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務 同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。